

公認アーティスティックスイミング審判員規定（2022年9月1日）

公益財団法人 日本水泳連盟

アーティスティックスイミング公認審判員規定

第1条（目的）

この規定は公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）及び加盟団体が主催又は主管する公式アーティスティックスイミング競技会において、審判の公正をはかり、あわせて審判技術及び審判員の資質の向上を図ることを目的とする。

第2条（公認審判員の種類及び条件）

1 本連盟が公認するアーティスティックスイミング審判員（以下「公認審判員」という。）

は、

- 1) A級アーティスティックスイミング公認審判員
 - 2) B級アーティスティックスイミング公認審判員
 - 3) C級アーティスティックスイミング公認審判員
- の3種とする。

2 公認審判員の条件

- 1) 本連盟の公認競技役員として、資格登録をしていなければならない。
- 2) 本連盟が主催する研修会に参加する。ただし、B級及びC級公認審判員については、加盟団体が主催し本連盟が公認した研修会を含む。
なお、本連盟が主催する研修会は年1回以上実施される。

第3条（競技会の審判員の構成）

1 次の競技会は、A級公認審判員で構成する。

- 1) 国際競技会
- 2) 国際競技会派遣選考会
- 3) 日本選手権大会
- 4) チャレンジカップ

2 上記以外の本連盟又は加盟団体の主催又は主管の競技会は、A級、B級及びC級公認審判員で構成する。

第4条（C級公認審判員の資格審査）

1 検定試験受験時に満20歳以上である者は受験できる。

- 2 本連盟が主催し、又は加盟団体が主催し本連盟が公認した講習会に参加し、検定試験に合格した者は、C級公認審判員の資格が認められる。

(なお、加盟団体主催及び本連盟が公認した講習会及び検定試験については、別に定める)

第5条 (昇格検定試験の受験資格及び昇格の基準)

1 B級公認審判員

- 1) 下記の条件のいずれかを満たした者は、当該年度にB級公認審判員の昇格検定試験を受験できる。

- イ) C級公認審判員登録から2年以上経過した者。
- ロ) C級公認審判員登録から2年間に継続して年1回以上の研修実績および年4回以上の審判実績がある者は2年目に受験可能。
- ハ) C級公認審判員登録者で、過去に選手またはコーチとして主要国際競技会での上位入賞歴・コーチ歴があり、アーティスティックスイミング委員長が受験を認めた者は1年目に受験可能。

- 2) 下記の条件を全て満たした場合は、昇格の資格が認められる。

- イ) 事前講習会に参加し、検定試験に合格した者。
- ロ) 原則として、昇格検定試験受験年度までの2年間に本連盟が主催又は公認した研修会に2回以上参加した者。
- ハ) 原則として、昇格検定試験受験年度までの2年間に6回以上の審判実績があると認められた者。

2 A級公認審判員

- 1) 下記の条件のいずれかを満たした者は、当該年度にA級公認審判員の昇格検定試験を受験できる。

- イ) B級公認審判員登録から2年以上経過した者。
- ロ) B級公認審判員登録から昇格検定試験受験年度までの2年間に継続して年1回以上の研修実績および年5回以上の審判実績がある者は2年目に受験可能。
- ハ) B級公認審判員登録者で、過去に選手またはコーチとして主要国際競技会での上位入賞歴・コーチ歴があり、アーティスティックスイミング委員長が受験を認めた者は1年目に受験可能。

- 2) 下記の条件を全て満たした場合は、昇格の資格が認められる。

- イ) 事前講習会に参加し、検定試験に合格した者
- ロ) 原則として、昇格検定試験受験年度までの2年間に本連盟が主催又は公認し

- た研修会に2回以上参加した者
- ハ) 原則として、昇格検定試験受験年度までの2年間に8回以上の審判実績があると認められた者

第6条 (公認審判員の認定)

公認審判員は、全て資格審査会で審査・推薦し、本連盟が公認する。

第7条 (登録)

- 1 本連盟が公認した者は、公認審判員として登録することができる。
- 2 資格認定の通知を受けた者は、本連盟指定の登録申請用紙に必要事項を記入し、登録料を添え加盟団体へ提出する。
- 3 登録料は別に定める。
- 4 登録者には公認審判員資格証及び公認審判員手帖を交付する。
- 5 資格認定された者が、指定された期日までに登録の手続きをしなかった場合は、自動的にその資格は取り消される。
- 6 登録の有効期間は4年間とする。
- 7 登録後、申請書内容に変更(転居・改姓等)が生じた場合は速やかに加盟団体及び本連盟アーティスティックスイミング委員会審判部へ書面で連絡する。

第8条 (更新の手続き)

- 1 公認審判員は、指定された期日までに、本連盟指定の更新申請用紙に必要事項を記入し、更新料を添えて加盟団体へ提出する。
- 2 更新料は、別に定める。
- 3 原則として、登録の有効期間内に2回以上の研修会参加及び2回(A級は4回)以上の審判実績のない公認審判員は同一級の公認審判員の更新は認められない。なお、特別な理由により指定された研修会参加あるいは審判実績の回数が不足する場合、登録更新の申請ができる。
- 4 公認審判員が、更新手続きをしなかった場合は、当然失効する。

第9条 (資格の取消し)

公認審判員の名誉を傷つける行為があった場合は、本連盟理事会の承認を得て、その資格を取り消す。

第10条 (付則)

この規定実施のための細則は別に定める。

第 11 条 (施行)

本規定は、平成 10 年 (1998 年) 4 月 1 日より実施施行する。

本規定は、平成 22 年 (2010 年) 4 月 1 日より一部改訂実施する。

本規定は、令和 4 年 (2022 年) 9 月 1 日より一部改訂実施する。